

全日本軟式野球連盟役職員行動規範

(目的)

第1条 本規範は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「JSBB」という。）の全役職員に適用する。「この法人は、軟式野球競技の普及及び振興を図り、もって児童・青少年の健全な育成及び国民の心身の健全な発達に寄与し、また豊かな人間性を涵養すること、更に国際友好親善に貢献することを目的とする。この目的を実現する具体的な指針として、以下の役職員行動規範を制定する。

(行動規範の一般規程)

第2条 役職員は、日々の行動において法令、諸規定などのルールを遵守することはもちろんのこと、法令などに抵触しない場合でも、社会的良識をもって行動しなければならない。

(地域社会に対する行動規範)

第3条 役職員は、地域社会との協調を図り、その発展に貢献するように努めなければならない。

2 役職員は、受動喫煙防止等を含む環境問題に配慮して行動するよう努めなければならない。

(国際社会における行動規範)

第4条 役職員は、国際社会における規範に則った行動に努めなければならない。

2 役職員は、海外の文化、法律、慣習などを尊重し、地域の発展に貢献するよう努めなければならない。

(政治家・公務員に対する行動規範)

第5条 役職員は、「政治家とのかかわりおよび経費の支出に関する行動規範」を遵守しなければならない。

2 役職員は、政治家、公務員との関係において、贈収賄刑罰法規に違反する行為を行わないことはもちろん、誤解を受けるような行為は行ってはならない。

(取引業者に関する行動規範)

第6条 役職員は、取引業者との取引に際しては、公平に取り扱うものとし、JSBBの優越的な地位を濫用して不利益を与えるようなことをしてはならない。また、取引に際しては違反する行為を行ってはならない。

2 役職員は、取引業者との取引に際しては、よりよいものを、経済合理性に基づき選択するものとする。

3 役職員は、取引業者から接待、贈答などを受けてはならない。

(日常業務における行動規範)

第7条 役職員は、法令および規程に基づき、安全衛生の確保に努めなければならない。

- 2 役職員は、業務秘密等の文書について厳重に管理しなければならない。
- 3 役職員は、責任ある行動をとらなければならない。
- 4 役職員は、自己の利益とJSBBの利益が相反するような行為を行ってはならない。
- 5 役職員は、JSBBが保有する知的財産権（標章権、著作権、意匠権など）につき、その権利の保全に努めるものとする。また、役職員は、他者の知的所有権を侵害してはならず、他者の知的財産権を取得、利用する場合は、その使用許諾契約条件を遵守しなければならない。
- 6 役職員は、外国為替および外国貿易法など輸出入関連法規に違反する行為を行ってはならない。
- 7 役職員は、JSBBの財産を私的、不正または不当な目的に利用してはならない。
- 8 役職員は、JSBBの会計につき、不明朗、不透明な処理を行ってはならない。

(その他社会人としての行動規範)

第8条 役職員は、JSBB内においても、外においても、性別、国籍、人種、門地、宗教、身体上の理由などによる差別を行ってはならない。

- 2 役職員は、健全な職場環境を保持するため、セクシャルハラスメントを行ってはならない。
- 3 役職員は、業務上得た社内外の個人に関する情報について、業務目的以外に使用してはならず、また漏えいしてはならない。

(倫理委員会)

第9条 倫理委員会は、規範に関する方針の決定、教育の実施、遵守状況の監視、役職員の行動の適否を行う機関とする。

- 2 役職員は、本規範に違反するかどうか疑義がある場合は、倫理委員会に照会し、その判断を求めるものとする。

(教育・指導)

第10条 役職員は、自ら本規範を遵守するとともに、教育、指導監督する責任を負う。

(監査・報告)

第11条 監査人は、本規範の遵守状況につき監査し、必要に応じて結果を倫理委員会に報告する。

(違反についての処置)

第12条 役職員が本規範に違反した場合は、理事会または倫理委員会において事実関係を慎重かつ厳正に審査のうえ、規程に則って懲戒する。

(改 廃)

第 13 条 本規範の改廃は、理事会の決議による。

付 則

本規範は、平成 29 年 2 月 1 日から実施する。